

国民健康保険料の賦課限度額について

令和6年2月14日

大津市国民健康保険事業の運営に関する協議会

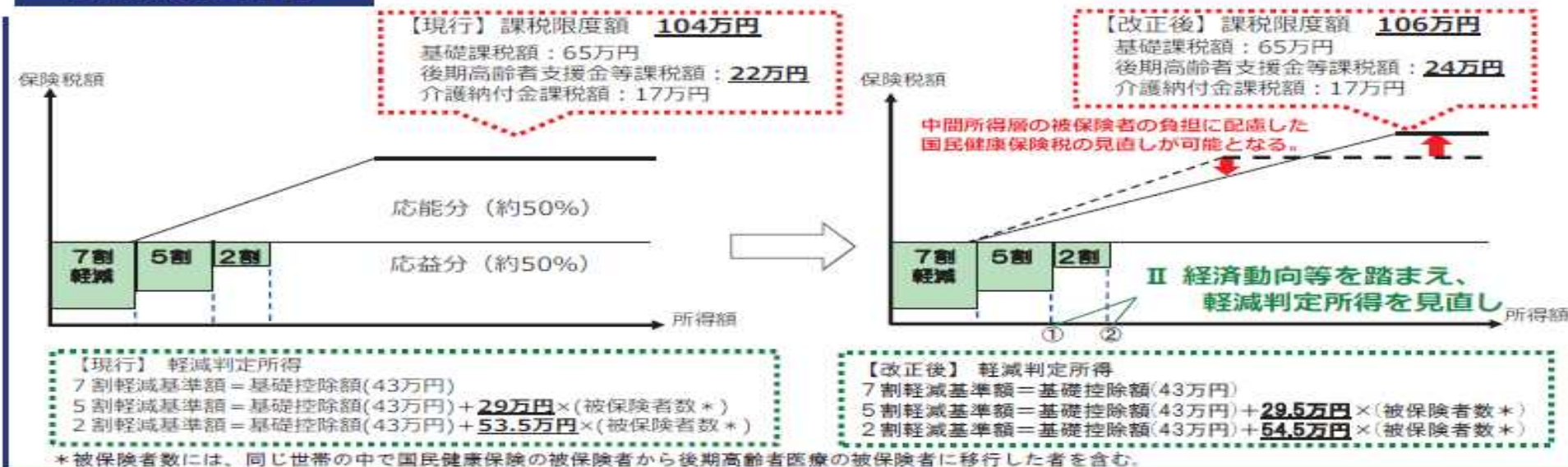
賦課限度額及び軽減判定所得の見直し

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し (国民健康保険税)

1 大綱の概要

- I 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円（現行：22万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を29.5万円（現行：29万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を54.5万円（現行：53.5万円）に引き上げる。

2 制度の内容



令和5年12月厚生労働省資料
 「令和6年度 税制改正の概要(厚生労働省関係)」より

1 賦課限度額の見直し

(1) 改正内容

後期高齢者支援金等賦課分に係る賦課限度額について、現行の22万円から2万円引き上げ、24万円とするもの。

	現行	改正後
基礎賦課分	65万円	65万円
後期高齢者支援金等分	22万円	24万円
介護納付金分	17万円	17万円

(2) 賦課限度額の改正経過

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基礎賦課分	63万円	63万円	65万円	65万円	65万円
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円	20万円	22万円	24万円
介護納付金分	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円
合計	99万円	99万円	102万円	104万円	106万円

(3) 施行期日

令和6年4月1日

(4) 今後のスケジュール

令和6年2月議会上程予定

2 軽減判定所得の見直し

(1) 改正内容

被保険者の合計所得額が一定額以下の場合に、保険料の負担軽減を図るため、応益割（均等割・平等割）を軽減する制度について、軽減判定所得の基となる所得判定基準額を引き上げるもの。

2割軽減の見直し

$$\begin{aligned} \text{(現行)基準額} &= 43\text{万円} + 53.5\text{万円} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) \\ \text{(改正後)基準額} &= 43\text{万円} + 54.5\text{万円} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) \end{aligned}$$

5割軽減の見直し

$$\begin{aligned} \text{(現行)基準額} &= 43\text{万円} + 29\text{万円} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) \\ \text{(改正後)基準額} &= 43\text{万円} + 29.5\text{万円} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) \end{aligned}$$

(2) 所得判定基準額の改正経過

	2割軽減	5割軽減	7割軽減
令和2年度	33万円 + 52万円 × 被保険者数	33万円 + 28.5万円 × 被保険者数	33万円
令和3年度	43万円 + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
令和4年度 (3年度に据置)	43万円 + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
令和5年度	43万円 + 53.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 29万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
令和6年度	43万円 + 54.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 29.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

(3) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

(4) 今後のスケジュール

令和 6 年 2 月議会上程予定